

証券コード7261  
平成21年6月5日

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号  
マ ッ ダ 株 式 会 社  
代表取締役社長 山 内 孝

### 第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成21年6月23日（火曜日）午後5時45分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに、議決権行使書用紙に記載された宛先へ到着するようご返送ください。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定のインターネット議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、55頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

〔 議決権を不統一行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、書面をもって、議決権の不統一  
行使を行う旨とその理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。 〕

敬 具

## 記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第143期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第143期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mazda.co.jp/corporate/investors/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国発の世界的な金融危機が実体経済へ波及したことにより、平成20年度後半から、国内外の景気が急速に悪化いたしました。当企業集団を取り巻く事業環境につきましても、下半期の世界的な自動車需要の減退や急激な円高の進行など、かつてない厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当企業集団は、「マツダ アドバンスメント プラン」で策定した中長期的な戦略を推進しつつ、この経済危機への対応として、生産・販売・開発の全ての領域で次の緊急対策を実施いたしました。まず、在庫水準適正化のための生産調整を実施するとともに、労務費、広告宣伝費など全ての経費の見直しを行い、費用削減に取り組みました。設備投資、研究開発につきましても、次世代商品及び環境技術など、先行技術開発への重点投資を優先し、不急な計画の先送りを行いました。さらに、コスト革新活動を加速させ、スリムで筋肉質な経営体質への対策を推進してまいりました。

平成20年7月に新型ミニバン「ピアンテ」を国内市場に投入し、また同月、オートアライアンス・インターナショナルで北米向け新型「マツダ6」の生産を開始いたしました。同年9月には、軽自動車「AZ-ワゴン」をフルモデルチェンジいたしました。さらに今春、これまで200万台以上を生産したマツダの基幹車種である「マツダ3（日本名アクセラ）」をフルモデルチェンジし、北米で先行して発売を開始いたしました。

研究開発におきましては、平成20年6月、技術開発の長期ビジョン「サステナブル“Zoom-Zoom”宣言」に基づくCO2排出削減に向けた取り組みとして、平成27年までにグローバルで販売するマツダ車の平均燃費を30%向上させる計画を発表いたしました。その一環として、同年9月には、高い出力性能と環境性能を兼ね備えた新型クリーンディーゼルエンジンを開発し、本年より欧州から順次導入しております。さらに、大幅に燃費を向上させるアイドリングストップシステム「i-stop（アイストップ）」を新型「マツダ3」に搭載し、本年6月より欧州市場で販売を開始いたします。また、自動車の触媒に使用する貴金属を大幅に削減しながら、排ガスの浄化性能と高い耐久性を実現するシングルナノ触媒の実用化に世界で初めて成功し、新型「マツダ3」に採用しています。この触媒は、今後、全ての市場を対象に順次採用を拡大し、希少金属の使用低減とともに排出ガスのクリーン化を目指します。加えて、平成21年3月には世界初のハイブリッドシステムを搭載した水素ロータリーエンジン車「プレマシー ハイドロジェンREハイブリッド」のリース販売を開始いたしました。このモデルは水素でもガソリンでも走行できる「デュアルフューエルシステム」や植物由来の内装素材である「マツダ

バイオテックマテリアル」など将来を見据えた独自の環境技術を多数採用しております。水素ロータリーエンジン車の実用化は、平成20年10月にノルウェーで公道走行を開始した「RX-8ハイドロジェンRE」に続き2車種目となります。安全技術については、平成21年2月、「マツダ6（日本名アテンザ）」が欧州の新車評価基準である「ユーロ NCAP」において、より厳格な2009年安全性能総合評価システムのもとで最高評価の5つ星を獲得し、世界トップレベルの安全性が証明されました。また同月、国内ではITS（高度道路交通システム）を活用した安全運転支援システムの合同実証実験である「ITS-Safety 2010」に参加し、マツダが開発した先進の安全運転支援システムを搭載した「MPV」と「アテンザ」を提供いたしました。

販売体制におきましては、国内販売体制強化の一環として全国規模の部品販売会社「マツダパーツ株式会社」を平成20年7月に設立し、部品販売子会社9社を統合いたしました。また、海外では、近年確実に向上しているマツダブランドへの評価を確固たるものにし、世界中のお客様満足度をさらに高めるための取り組みも継続しております。米国では、専売店化を順調に進めており、全店舗数の過半数を占めるこれらの専売店が約6割のマツダ車を販売しております。中でもブランドメッセージ“Zoom-Zoom”を体現して顧客満足向上への取り組みを牽引するリテールレポリューション店の開設も順調に進んでいます。欧州では、ブランド価値の向上と販売・サービス体制の強化を狙い、ポーランド、トルコに続き、平成20年10月に22番目となるオランダで直営販売統括拠点の営業を開始いたしました。マツダの直営販売統括拠点は欧州域内40カ国を統括し、その販売台数は欧州での販売台数全体の9割以上を占めています。また、自動車販売金融の領域においては、調達先を多様化し、お客様に一層魅力のあるファイナンスプランを安定的にご提供するため、日本・北米・欧州の主要市場において従来のフォード モーター クレジット カンパニーから有力金融機関への移管を推進してまいりました。中国では、販売網を順調に拡大し、店舗数は200を超えました。また、販売網の拡大に併せて、平成21年3月、北京、上海、深圳の3都市に「マツダ（中国）トレーニングセンター」を開設いたしました。中国での成長の鍵となる販売体制強化の一環としてディストリビューターと販売店の人材育成に注力し、お客様満足度のさらなる向上を目指してまいります。

なお、当社は、平成20年6月に公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に違反があったとして勧告を受けました。これは、平成17年7月から平成18年11月の間に下請事業者から購入した自動車部品の価格について、下請事業者に対する発注前の合意手続きが十分でなく、代金減額があったと判断され、今後再び下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の減額を行うことがないようとの勧告を受けたものです。当社は、減額代金を返還するとともに、取引先との合意手続きの変更、従業員並びに取引先に対しての説明会の実施など、再発防止に向けたあらゆる施策を、勧告を受ける前に自主的に実施いたしました。株主の皆様には、多大なご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、かねてよりコンプライアンスを最重要と認識しており、是正すべきものは自ら是正し、対応すべきものは迅速に対応するとの方針を掲げており、今後ともあらゆる領域でのコンプライアンス強化に努めてまいります。

当企業集団の連結業績は、販売台数の減少や主要通貨に対する円高の進行により、前期を下回る結果となりました。当期の市場別販売台数は、国内では、新型ミニバン「ピアンテ」等の導入があったものの、既存車種の販売台数の減少により、前期比15%減の219千台となりました。海外では、北米は、「CX-7」等の減少により、前期比14%減の347千台となりました。欧州では、前期比2%減の322千台となりました。中国では、「マツダ6（日本名アテンザ）」が牽引し、前期比33%増の135千台となりました。その他の市場では、前期比13%減の238千台となりました。これらを合計したグローバル販売台数は、前期比8%減の1,261千台となりました。売上高は、前期比9,399億円減少の2兆5,359億円（前期比27%減）となりました。営業損益は、前期比1,905億円減少し、284億円の損失となりました。また、経常損益は187億円の損失となりました。当期純損益は、固定資産の減損損失283億円の計上や、海外子会社の繰延税金資産取崩しに伴う税金費用の増加等により、715億円の損失となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失513億円及び減産に伴う仕入債務の減少等により674億円の減少となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資490億円等により、618億円の減少となりました。これらの結果、連結フリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、1,292億円の減少となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入による資金調達等により、1,370億円の増加となりました。

有利子負債から現金及び現金同等物の期末残高を除いた純有利子負債は、5,326億円となり、純有利子負債自己資本比率は、129%となりました。

以上のような状況でございますので、当期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに昨今の急激な経営環境の悪化から、誠に遺憾ではございますが、これを見送らせていただきたいと思います。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご了承賜われますようお願い申し上げます。

#### 企業集団の売上高の内訳

区 分	国 内		海 外		合 計	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	金 額
車 両	台 220,386	百万円 304,956	台 895,934	百万円 1,577,194	台 1,116,320	百万円 1,882,150
海外生産用部品				89,097		89,097
部 品		61,767		211,034		272,801
そ の 他		253,613		38,241		291,854
合 計		620,336		1,915,566		2,535,902

## 当社の売上高の内訳

区 分	国 内		輸 出		合 計	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	金 額
車 両	台 232,816	百万円 309,162	台 834,603	百万円 1,166,359	台 1,067,419	百万円 1,475,522
海外生産用部品				125,155		125,155
部 品		60,500		104,024		164,524
そ の 他		9,179		46,402		55,581
合 計		378,841		1,441,940		1,820,781

### (2) 設備投資の状況

重点的かつ効率的な投資に努めてまいりました結果、新商品及び合理化・省力化のための生産設備能力増強、新技術・新商品のための研究開発設備などの投資総額は連結ベースで818億円（前期比63億円増）となりました。

### (3) 資金調達の状況

当期中に2,119億円の長期借入を実行し、平成20年6月に総額100億円の社債を発行いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当企業集団を取り巻く事業環境の急速な変化に対応し、短期的には、緊急対策を実施し、コスト革新活動を加速させ、スリムで筋肉質な経営体質への対策を推進しております。また、中長期的には、「マツダ アドバンスメント プラン」の基本戦略に沿って、モノ造り革新を中心とする構造改革を加速し、ブランド価値とビジネス効率の向上に注力してまいります。

ブランド価値につきましては、「商品」、「品質」、「顧客ロイヤリティの向上」に重点をおき、「Zoom - Zoom」に体现されるマツダのブランドを引き続き進化させていきます。また、開発・製造・購買領域一体となって商品の競合力と製造の効率性を飛躍的に向上する「モノ造り革新」に加え、「コストの最適化」、「基軸モデルへの注力」により、ビジネスの効率化を推進します。フォードとのシナジーにおいても、引き続き真の「Win - Win」の関係を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜われますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況  
企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第140期 (平成17年4月 ～平成18年3月)	第141期 (平成18年4月 ～平成19年3月)	第142期 (平成19年4月 ～平成20年3月)	第143期(当期) (平成20年4月 ～平成21年3月)
売 上 高(百万円)	2,919,823	3,247,485	3,475,789	2,535,902
経 常 利 益 又は損失( ) (百万円)	101,470	127,753	148,461	18,680
当 期 純 利 益 又は損失( ) (百万円)	66,711	73,744	91,835	71,489
1株当たり当期純利益 又は損失( )	51円53銭	52円59銭	65円21銭	52円13銭
総 資 産(百万円)	1,788,659	1,907,752	1,985,566	1,800,981
純 資 産(百万円)	398,024	479,882	554,154	414,731
1株当たり純資産	284円28銭	336円45銭	391円82銭	314円98銭

- (注) 1. 第141期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
2. 第142期から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用しています。
3. 第143期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

当社の財産及び損益の状況

項 目	第140期 (平成17年4月 ～平成18年3月)	第141期 (平成18年4月 ～平成19年3月)	第142期 (平成19年4月 ～平成20年3月)	第143期(当期) (平成20年4月 ～平成21年3月)
売 上 高(百万円)	2,032,115	2,327,073	2,464,229	1,820,781
経 常 利 益 又は損失( ) (百万円)	60,177	84,464	84,830	57,457
当 期 純 利 益 又は損失( ) (百万円)	10,984	51,062	54,945	71,793
1株当たり当期純利益 又は損失( )	8円48銭	36円41銭	39円1銭	52円35銭
総 資 産(百万円)	1,395,553	1,496,657	1,620,735	1,523,166
純 資 産(百万円)	465,460	509,663	556,491	452,180
1株当たり純資産	332円44銭	362円17銭	394円71銭	344円50銭

- (注) 1. 第141期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
2. 第142期から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用しています。

## (6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当企業集団は、下記商品の製造、販売を主たる事業内容としています。

区 分	主 要 な 商 品 名
車 両	〔乗 用 車〕 R X - 8、アテンザ、ロードスター、アクセラ、MPV、C X - 9、 C X - 7、トリビュート、プレマシー、ピアンテ、ベリーサ、デミオ、 キャロル、A Z - ワゴン、スクラムワゴン、A Z - オフロード 〔ト ラ ッ ク〕 タイタン、タイタングッシュ、Bシリーズ（ピックアップトラック）、 B T - 5 0、ポンゴブローニイ、ポンゴ、ファミリアバン、スクラム
海 外 生 産 用 部 品	海外生産向け組立用部品
部 品	国内及び海外向け各種部品
そ の 他	工作機械、鋳造用・その他の材料等

## (7) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

区 分	名 称	所 在 地
当 社	本社及び本社工場	広島県安芸郡府中町
	東京本社	東京都千代田区
	大阪支社	大阪市北区
	防府工場	山口県防府市
	三次事業所	広島県三次市
	マツダR&Dセンター横浜	横浜市神奈川区
子 会 社	マツダモーターオブアメリカ, Inc.	米国
	マツダカナダ, Inc.	カナダ
	マツダモーターヨーロッパGmbH	ドイツ
	マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.	ベルギー
	マツダモーターズ（ドイツランド）GmbH	ドイツ
	マツダモーターズUK Ltd.	英国
	マツダモーターロシア, 000	ロシア
	マツダオーストラリアPty.Ltd.	オーストラリア
	マツダ（中国）企業管理有限公司	中国
	株式会社関東マツダ	東京都板橋区
	東海マツダ販売株式会社	名古屋市瑞穂区
	株式会社関西マツダ	大阪市浪速区

区 分	名 称	所 在 地
子 会 社	株式会社九州マツダ	福岡市博多区
	株式会社マツダオートザム	広島県安芸郡府中町
	マツダパーツ株式会社	広島市東区
	倉敷化工株式会社	岡山県倉敷市
	マロックス株式会社	広島市南区
	マツダ中販株式会社	広島市南区
	トーヨーエイトック株式会社	広島市南区
	マツダモーターインターナショナル株式会社	広島県安芸郡府中町
関 連 会 社	オートアライアンスインターナショナル, Inc.	米国
	オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	タイ
	長安フォードマツダ汽車有限公司	中国
	長安フォードマツダエンジン有限公司	中国
	一汽マツダ汽車販売有限公司	中国
	SMMオートファイナンス株式会社	大阪市中央区

- (注) 1. マツダパーツ株式会社は、マツダパーツ関東株式会社が他の部品販売会社を統合し、その社名を変更するとともに、本店所在地を移転しています。
2. マツダモーターロシア,000及びSMMオートファイナンス株式会社は、当期より記載しています。

(8) 従業員の状況(平成21年3月31日現在)  
企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
39,852 名	488 名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しています。

当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
21,195 名	466 名増	39.8 才	16.1 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しています。
2. 上記はパートタイマー等603名を含んでいません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成21年3月31日現在）

## 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

## 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
マツダモーターオブアメリカ, Inc.	240,000 <sup>千米ドル</sup>	100.0 <sup>%</sup>	自動車及び部品の販売
マ ッ ダ カ ナ ダ , I n c .	111,000 <sup>千加ドル</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターヨーロッパ GmbH	26 <sup>千ユーロ</sup>	100.0	欧州市場の事業統括
マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.	71,950 <sup>千ユーロ</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH	17,895 <sup>千ユーロ</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターズ UK Ltd.	4,000 <sup>千ポンド</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターロシア, OOO	286 <sup>千ルーブル</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダオーストラリア Pty. Ltd.	31,000 <sup>千豪ドル</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダ(中国)企業管理有限公司	78,290 <sup>千中国元</sup>	100.0	中国市場の事業統括
株式会社 関東マツダ	3,022 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
東海マツダ販売株式会社	2,110 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社 関西マツダ	950 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社 九州マツダ	826 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社マツダオートザム	1,725 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車及び部品の販売
マツダパーツ株式会社	1,018 <sup>百万円</sup>	99.7	自動車部品の販売
倉敷化工株式会社	310 <sup>百万円</sup>	75.0	自動車部品の製造販売
マロックス株式会社	490 <sup>百万円</sup>	99.0	自動車及び部品の運送
マツダ中販株式会社	1,500 <sup>百万円</sup>	100.0	中古自動車の販売
トーヨーエイテック株式会社	3,000 <sup>百万円</sup>	100.0	工作機械の製造販売
マツダモーターインターナショナル株式会社	115 <sup>百万円</sup>	100.0	自動車の販売

- (注) 1. は、間接所有を含む比率を表示しています。  
 2. 当社の連結子会社は54社です。

#### 重要な関連会社

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
オートアライアンスインターナショナル, Inc.	千米ドル 760,000	50.0%	自動車の製造販売
オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	千タイ・パーツ 5,700,000	50.0	自動車の製造販売
長安フォードマツダ汽車有限公司	千中国元 2,787,156	15.0	自動車の製造販売
長安フォードマツダエンジン有限公司	千中国元 1,114,586	25.0	自動車エンジンの製造販売
一汽マツダ汽車販売有限公司	千中国元 100,000	25.0	自動車及び部品の販売
SMMオートファイナンス株式会社	百万円 7,700	40.0	自動車の販売金融

- (注) 1. は、間接所有を含む比率を表示しています。  
 2. 当社の持分法適用会社は14社です。  
 3. 一汽マツダ汽車販売有限公司は、平成21年4月27日に増資に伴う変更登記を完了しました。その結果、資本金は125,000千中国元、当社の出資比率は40.0%になりました。

#### その他

当社は、昭和54年、フォード モーター カンパニーとの間にグローバルなパートナーシップを構築し、その後も、両社は提携関係を一層発展、強化させてきました。平成8年には、提携関係を一段と強化する旨合意し、同社は当社の発行済株式総数の33.4%を所有することとなりました。平成20年11月19日、同社は、その所有する当社株式の一部を売却し、当社の発行済株式総数の13.8%を所有することとなりましたが、同社は引き続き当社の筆頭株主であり、当社は同社との合併事業を継続するとともに、プラットフォームとパワートレインの共有化も継続するなど、両社の戦略的關係に変更はありません。なお、平成21年3月31日現在の同社の当社への出資比率（自己株式を除く。）は14.9%です。

## (10) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高 百万円
株式会社三井住友銀行	81,056
株式会社日本政策金融公庫	73,917
株式会社日本政策投資銀行	64,403
住友信託銀行株式会社	50,625
株式会社広島銀行	38,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	22,212
株式会社山口銀行	20,300
株式会社中国銀行	13,670
株式会社もみじ銀行	10,180
株式会社山陰合同銀行	8,260

## 2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株  
(2) 発行済株式総数 1,418,509,399株  
(3) 株主数 66,134名（前期末比4,234名増加）  
(4) 大株主

株主名	持株数 千株	出資比率 %
フォードモーターカンパニー	195,493	14.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	61,168	4.7
株式会社三井住友銀行	51,824	4.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	47,765	3.6
三井住友海上火災保険株式会社	46,683	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	42,880	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	40,410	3.1
株式会社損害保険ジャパン	30,210	2.3
日本生命保険相互会社	29,753	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	16,900	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式106,920,914株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。  
2. 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項  
 (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況  
 平成16年6月22日定時株主総会決議  
 第3回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	987 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 987,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 338円
新株予約権の権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日

当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取 締 役	64 個	普通株式 64,000 株	5 名
監 査 役	8 個	普通株式 8,000 株	1 名

平成17年6月24日定時株主総会決議  
 第4回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	1,675 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,675,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 463円
新株予約権の権利行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日

当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取 締 役	77 個	普通株式 77,000 株	6 名
監 査 役	8 個	普通株式 8,000 株	1 名

平成18年6月27日定時株主総会決議  
 第5回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,092 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,092,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 776円
新株予約権の権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日

当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取 締 役	79 個	普通株式 79,000 株	6 名
監 査 役	5 個	普通株式 5,000 株	1 名

平成19年6月26日定時株主総会決議

第6回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,053 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,053,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 714円
新株予約権の権利行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日

当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取 締 役	81 個	普通株式 81,000 株	6 名

平成20年6月25日定時株主総会決議

第7回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,012 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,012,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 604円
新株予約権の権利行使期間	平成22年7月1日～平成25年6月30日

当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取 締 役	82 個	普通株式 82,000 株	6 名

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,012 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,012,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 604円
新株予約権の権利行使期間	平成22年7月1日～平成25年6月30日

使用人等に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付した者の人数
当 社 執 行 役 員	198 個	普通株式 198,000 株	18 名
当 社 従 業 員	1,440 個	普通株式 1,440,000 株	593 名
当社関係会社取締役	292 個	普通株式 292,000 株	87 名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	井 巻 久 一	
代 表 取 締 役	山 内 孝	社長兼CEO（最高経営責任者） [他の法人等の代表状況] 財団法人マツダ財団 理事長
* 代 表 取 締 役	フィリップ・ジー・ ス ペ ン ダ ー	副社長執行役員 社長補佐
代 表 取 締 役	山 木 勝 治	副社長執行役員 社長補佐、研究開発・生産・購買・品質統括
代 表 取 締 役	尾 崎 清	専務執行役員兼CFO（最高財務責任者） 企画・商品収益管理統括、財務・コスト革新担当
取 締 役	金 井 誠 太	専務執行役員 研究開発・プログラム開発推進担当 [他の法人等の代表状況] 株式会社マツダE&T 代表取締役社長
* 取 締 役	若 山 正 純	専務執行役員 グローバルマーケティング・グローバル販売・ カスタマーサービス統括
監 査 役 (常 勤)	山 本 順 一	
監 査 役 (常 勤)	若 松 重 喜	
監 査 役	小 松 健 一	
監 査 役	坂 井 一 郎	弁護士
監 査 役	赤 岡 功	公立大学法人県立広島大学 理事長兼学長

（地位及び担当等は、平成21年3月31日現在）

- (注) 1. 監査役 小松健一、坂井一郎及び赤岡 功は社外監査役です。
2. 監査役 小松健一は、株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）において、予算・決算を統括する主計部門等の経験を経て、同行代表取締役専務取締役及び株式会社関西銀行（現 株式会社関西アーバン銀行）代表取締役社長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 監査役 坂井一郎は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役 赤岡 功は、経営学専攻の大学教員として京都大学経済学部教授、京都大学副学長を経て、公立大学法人県立広島大学理事長兼学長を現任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. \* 印は平成20年6月25日開催の第142回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役です。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
長谷川 録一	平成20年 6月25日	任期満了	取締役
ロバート・ジェイ・グラツィアノ	平成20年 6月25日	辞任	代表取締役 [他の法人等の代表状況] フォードモーターチャイナ, Ltd. プレジデント&CEO
デービッド・イー・フリードマン	平成20年11月19日	辞任	代表取締役 専務執行役員兼CFO(最高財務責任者) 企画統括
ダニエル・ティー・モリス	平成20年11月19日	辞任	取締役 専務執行役員 マーケティング・海外販売担当

7. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次のとおりです。

区分	氏名	兼務する他の法人等の名称	兼務の内容
取締役	フィリップ・ジー・スペンダー	オートアライアンスインターナショナル, Inc.	会長
監査役	坂井 一郎	東レ株式会社	社外監査役
		キューピー株式会社	社外監査役

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	支 給 額
取 締 役	10 名	554 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	104 (33)
計	15	658

- (注) 1. 上記の取締役の員数には、平成20年6月25日開催の第142回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び平成20年11月19日付で退任した取締役2名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでいません。ただし、上記10名の取締役は使用人兼務取締役ではありません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第141回定時株主総会において年額1,200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第141回定時株主総会において年額240百万円以内と決議いただいています。
5. 上記支給額には、ストックオプションによる報酬額として、取締役に対し5,845千円、監査役（社外監査役を除く。）に対し70千円が含まれています。

### (3) 社外役員に関する事項

氏 名	他の会社の社外役員の兼任状況	主 な 活 動 状 況
小 松 健 一		<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会14回のうち13回にそれぞれ出席し、主として経営的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。</p> <p>監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。</p>
坂 井 一 郎	(監査役) 東レ株式会社 キューピー株式会社	<p>当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のそれぞれ全回に出席し、主として法的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。</p> <p>監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。</p>
赤 岡 功		<p>当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のそれぞれ全回に出席し、主として大学経営者としての経験及び経営学の専門的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。</p> <p>監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。</p>

- (注) 1. 上記のほか、代表取締役との会合、当社主催の行事への出席、事業所・子会社の視察などを行うとともに、取締役会及び監査役会等を通じてコンプライアンスその他の内部統制の充実強化のための所感を適宜述べています。またマツダグループ監査役連絡会における講話、全社員向けのホームページへ掲載の所感の執筆など、内部統制についての啓発活動も行っています。
2. 会社法施行規則第124条第3号に定める社外役員が当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等内の親族その他これに準ずる者である事実当該事項はありません。
3. 当社と社外監査役とは、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額  
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	222百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	10
計	232

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 315百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しています。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.、マツダモーターズ（ドイツランド） GmbH、マツダモーターズ UK Ltd.、マツダモーターロシア, OOO、マツダオーストラリア Pty.Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

6. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の概要
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、情報取扱規程、情報取扱要領、文書保管・保存規程その他関係する社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメント基本ポリシー、リスクマネジメント規程及びその他関係する社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。  
経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、危機管理規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。  
リスクマネジメントの推進は、リスクマネジメント担当役員が統括し、その推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コーポレート業務推進本部CSR推進部が主管する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営計画のマネジメントについては、長期戦略及び長期戦略に基づき策定し平成19年3月22日付で公表した新中期計画「マツダ アドバンスメント プラン」に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。  
業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。  
日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程その他関係する社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。
- (4) 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
マツダ企業倫理行動規範の下、コーポレート業務推進担当役員をコンプライアンス担当役員とし、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。  
コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コーポレート業務推進本部CSR推進部が主管する。  
マツダ企業倫理行動規範の解釈・内容に関する迷いや疑問、マツダ企業倫理行動規範への抵触に関する疑問がある場合は、先ず上司に相談し、それでも解決されない場合はコーポレート業務推進本部CSR推進部に相談する。

従業員が法令違反の事実を知ったときは、直ちに上司に報告する。当該従業員が、上司に報告することによっては問題が解決しないと判断したときは、速やかにマツダ・グローバル・ホットラインに通報する。マツダ・グローバル・ホットラインは、コーポレート業務推進本部CSR推進部及び第三者機関（弁護士）に設置し、法令違反の事実を通報した人や調査に協力した人に対する報復や不利益取扱いをしない。

- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当企業集団の業務の適正を確保するため、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に基づく連携と統制、リスク管理体制・コンプライアンス体制等のグループ会社への展開、グループ会社監査の実施、当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を通じた監査役間の連携等を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助する組織は監査役室とし、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。

- (7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の所属従業員の人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

取締役及び執行役員は、重要な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。

CSR推進部は、マツダ・グローバル・ホットラインへの通報の状況等について定期的に監査役に報告する。

- (9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。

常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。

監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。

監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。  
当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的を開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

# 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	726,677	流 動 負 債	616,562
現 金 及 び 預 金	181,428	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	176,504
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	132,355	短 期 借 入 金	127,219
有 価 証 券	39,318	1年以内返済予定の長期借入金	44,258
た な 卸 資 産	214,388	リ ー ス 債 務	17,355
繰 延 税 金 資 産	67,985	未 払 金	16,914
そ の 他	93,939	未 払 費 用	158,575
貸 倒 引 当 金	2,736	製 品 保 証 引 当 金	37,989
固 定 資 産	1,074,304	そ の 他	37,748
有 形 固 定 資 産	877,401	固 定 負 債	769,688
建 物 及 び 構 築 物	151,975	社 債	95,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	204,680	長 期 借 入 金	429,654
工 具 、 器 具 及 び 備 品	22,400	リ ー ス 債 務	39,869
土 地	441,265	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	93,729
リ ー ス 資 産	36,536	退 職 給 付 引 当 金	90,921
建 設 仮 勘 定	20,289	そ の 他	20,515
そ の 他	256	負 債 合 計	1,386,250
無 形 固 定 資 産	27,078	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	22,852		百万円
そ の 他	4,226	株 主 資 本	347,726
投 資 そ の 他 の 資 産	169,825	資 本 本 金	150,068
投 資 有 価 証 券	73,854	資 本 剰 余 金	133,760
長 期 貸 付 金	6,004	利 益 剰 余 金	86,874
繰 延 税 金 資 産	72,940	自 己 株 式	22,976
そ の 他	22,946	評 価 ・ 換 算 差 額 等	65,393
貸 倒 引 当 金	4,346	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	160
投 資 損 失 引 当 金	1,573	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,230
		土 地 再 評 価 差 額 金	136,032
		為 替 換 算 調 整 勘 定	69,483
		在 外 子 会 社 年 金 調 整 額	86
		新 株 予 約 権	340
		少 数 株 主 持 分	1,272
		純 資 産 合 計	414,731
資 産 合 計	1,800,981	負 債 純 資 産 合 計	1,800,981

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目	金 額	
売上高		百万円 2,535,902
売上原価		2,021,851
売上総利益		514,051
販売費及び一般管理費		542,432
営業損失		28,381
営業外収益		
受取利息・配当金	3,552	
為替差益	29,057	
その他	4,964	37,573
営業外費用		
支払利息	14,224	
持分法による投資損失	2,665	
債権売却損失	5,376	
その他	5,607	27,872
経常損失		18,680
特別利益		
固定資産売却益	562	
投資有価証券売却益	77	
その他	267	906
特別損失		
固定資産除売却損失	3,269	
減損損失	28,262	
その他	2,034	33,565
税金等調整前当期純損失		51,339
法人税、住民税及び事業税	16,332	
法人税等調整額	4,271	20,603
少数株主損失		453
当期純損失		71,489

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	百万円 150,068	百万円 133,838	百万円 167,332	百万円 4,549	百万円 446,689
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減			1,554		1,554
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			8,453		8,453
当期純損失			71,489		71,489
自己株式の取得				18,683	18,683
自己株式の処分		78		256	178
土地再評価差額金の取崩			16		16
在外子会社過年度 税効果に係る調整額			1,022		1,022
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計		78	78,904	18,427	97,409
平成21年3月31日残高	150,068	133,760	86,874	22,976	347,726

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額 定	在外子会社 年 金 調 整 額	評価・換算 差 額 等 合 計			
平成20年3月31日残高	百万円 545	百万円 4,158	百万円 136,048	百万円 34,090	百万円 1,160	百万円 105,501	百万円 209	百万円 1,755	百万円 554,154
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減						-			1,554
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						-			8,453
当期純損失						-			71,489
自己株式の取得						-			18,683
自己株式の処分						-			178
土地再評価差額金の取崩						-			16
在外子会社過年度 税効果に係る調整額						-			1,022
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	385	5,388	16	35,393	1,074	40,108	131	483	40,460
連結会計年度中の変動額合計	385	5,388	16	35,393	1,074	40,108	131	483	137,869
平成21年3月31日残高	160	1,230	136,032	69,483	86	65,393	340	1,272	414,731

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

# 連結注記表

## 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数

54社

#### (2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.、マツダモーターズ (ドイツランド) GmbH、マツダモーターズ UK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリア Pty. Ltd.、マツダ (中国) 企業管理有限公司、(株) 関東マツダ、東海マツダ販売(株)、(株) 関西マツダ、(株) 九州マツダ、(株) マツダオートザム、マツダパーツ(株)、倉敷化工(株)、マロックス(株)、マツダ中販(株)、トヨーエイトック(株)、マツダモーターインターナショナル(株) ほか

#### (3) 連結の範囲の変更

マツダモーターハンガリー KFT、マツダモータークロアチア d.o.o.、マツダモーターズロベニア d.o.o.、ピーキュラスマツダデベネズエラ C.A. を連結の範囲に含めております。この連結の範囲の変更は、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号) を適用することに伴い、在外連結子会社の会計基準を現地基準から国際財務報告基準に変更し、連結の範囲を見直した結果によるものです。

また、連結子会社マツダパーツ関東(株) を存続会社とする平成20年7月1日付の吸収合併により、連結子会社マツダ部品北海道販売(株) ほか7社は、消滅しております。同時に、存続会社であるマツダパーツ関東(株) をマツダパーツ(株) に商号変更しております。この吸収合併により、連結子会社の数が減少しております。

#### (4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

(株) マツダレンタカー関東等の連結の範囲に含めていない非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社の数

14社

#### (2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンスインターナショナル, Inc.、オートアライアンス (タイランド) Co., Ltd.、長安フォードマツダ汽車有限公司、長安フォードマツダエンジン有限公司、一汽マツダ汽車販売有限公司 ほか

#### (3) 持分法の適用範囲の変更

新たに株式を取得したことにより、プライマス・ファイナンシャル・サービス(株) を持分法の適用の範囲に含めております。なお、プライマス・ファイナンシャル・サービス(株) は、平成20年11月1日付でSMMオートファイナンス(株) へ商号変更しております。

- (4) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由
- (株)広島東洋カーブ等の持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダセールス（タイランド）Co.,Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司、PTマツダモーターインドネシア、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R.L. de C.V.及びマツダモーターロシア,000の9社であり、決算日はいずれも12月31日であります。
- コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダセールス（タイランド）Co.,Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司、PTマツダモーターインドネシア及びマツダサウスイーストアジアLtd.の6社については、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。
- マツダモトールデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R.L. de C.V.及びマツダモーターロシア,000の3社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 有価証券              | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの</p> <p>主として移動平均法に基づく原価基準によっております。</p> |
| デリバティブ取引<br>たな卸資産 | <p>主として時価法によっております。</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産</p> <p>主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>  |

- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法
- |                      |   |
|----------------------|---|
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 主として定額法によっております。<br>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。   |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法によっております。<br>なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。              |
| リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。<br>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 |
- (3) 重要な引当金の計上の方法
- |         |   |
|---------|---|
| 製品保証引当金 | 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。   |
| 退職給付引当金 | 従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものであります。<br>従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(主として12年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(主として13年)による定額法によりそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。<br>執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。   |
| 投資損失引当金 | 投資有価証券、出資金等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。  |
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- 主として繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (6) 消費税等の会計処理            | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。                       |
| 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 | 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。              |
| 6. のれんの償却に関する事項          | のれんの償却については、投資ごとの効果の発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。 |

(会計方針の変更)

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当連結会計年度より適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更により、期首の利益剰余金が1,554百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業損失に与える影響は軽微となりますが、経常損失は3,632百万円増加、税金等調整前当期純損失は3,119百万円増加しております。

また、同基準の適用に伴い、従来、「販売費及び一般管理費」に含めておりました在外子会社の販売奨励金(当連結会計年度 146,697百万円)を「売上高」から控除する方法に変更しております。これにより、当連結会計年度の売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ同額減少しております。

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当社及び国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を当連結会計年度より適用し、評価基準については、従来の「原価基準」から「原価基準(収益性の低下による簿価切下げの方法)」に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ2,461百万円増加しております。

有償支給の売上処理の変更

当社は、従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」から除くことに変更しております。この変更は、従来、所有権が移転するという契約形態に着目していたものを、加工を施した後に再び買い戻すという取引内容の実態に着目し、行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の「売上高」及び「売上原価」がそれぞれ152,097百万円減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に影響はありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産		
商品及び製品	171,412	百万円
仕掛品	29,648	百万円
原材料及び貯蔵品	13,328	百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,082,329	百万円
3. 担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）		
建物及び構築物	65,015	百万円
機械装置及び運搬具	124,884	百万円
工具、器具及び備品	8,057	百万円
土地	260,955	百万円
その他	5,079	百万円
計	<u>463,990</u>	<u>百万円</u>
(2) 担保権によって担保されている債務		
短期借入金	53,690	百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）	66,433	百万円
計	<u>120,123</u>	<u>百万円</u>
4. 保証債務		
(1) 金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
(株)神戸マツダ	1,076	百万円
(株)岡山マツダ	600	百万円
倉敷化工（大連）有限公司	500	百万円
その他	2,332	百万円
計	<u>4,508</u>	<u>百万円</u>
(2) 工場設備等の支払リース料に対する保証予約		
オートアライアンスインターナショナル, Inc.	496	百万円
その他	29	百万円
計	<u>525</u>	<u>百万円</u>
5. 買戻条件付債権譲渡高	4,312	百万円

6. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額 83,322 百万円

### 連結損益計算書に関する注記

当期の減損損失の主な内容は、海外子会社における生産設備による損失計上 23,678百万円です。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 1,418,509,399株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,228	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	4,225	3.00	平成20年9月30日	平成20年11月28日

- 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成16年6月22日定時株主総会決議

新株予約権の数 987個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 987,000株

平成17年6月24日定時株主総会決議

新株予約権の数 1,675個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,675,000株

平成18年6月27日定時株主総会決議

新株予約権の数 2,092個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,092,000株

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 314円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 52円13銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

(追加情報)

### 有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日 財務省令第32号））に伴い、当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却を算出する際の耐用年数を、改正後の法人税法の耐用年数に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業損失が2,325百万円、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ2,337百万円増加しております。

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資産の部					負債の部				
科 目 金 額					科 目 金 額				
百万円					百万円				
流 動 資 産	預 金	債 権	債 権	413,211	流 動 負 債	支 払 手 形	金 庫	349,030	
現 金	及 び	掛 証	金 庫	74,991	支 払 手 形	金 庫	金 庫	279	
有 価 株 券	及 び	掛 証	金 庫	94,506	短 期 借 入	掛 借 入	金 庫	126,053	
商 品	及 び	掛 証	製 品	37,000	1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入	掛 借 入	金 庫	230	
仕 材	及 び	掛 証	品 貯 蔵	25,382	リ ー ス 債	掛 借 入	金 庫	42,067	
原 前 延 収	及 び	掛 証	品 貯 蔵	22,967	未 払 金	掛 借 入	金 庫	10,520	
繰 上 取 引	及 び	掛 証	品 貯 蔵	8,533	未 払 金	掛 借 入	金 庫	10,782	
未 払 金	及 び	掛 証	品 貯 蔵	4,467	未 払 金	掛 借 入	金 庫	69,873	
短 期 貸 付	及 び	掛 証	品 貯 蔵	40,656	未 払 金	掛 借 入	金 庫	18	
そ の 他 金	及 び	掛 証	品 貯 蔵	57,953	前 払 金	掛 借 入	金 庫	338	
固 有 形 資 産	及 び	掛 証	品 貯 蔵	33,594	前 払 金	掛 借 入	金 庫	1	
建 構 物	及 び	掛 証	品 貯 蔵	14,766	前 払 金	掛 借 入	金 庫	46,730	
機 械 及 装 置	及 び	掛 証	品 貯 蔵	1,603	前 払 金	掛 借 入	金 庫	37,885	
車 両 運 搬 具 及 備 品	及 び	掛 証	品 貯 蔵	1,109,954	前 払 金	掛 借 入	金 庫	4,253	
土 地 建 設 資 産	及 び	掛 証	品 貯 蔵	662,897	前 払 金	掛 借 入	金 庫	721,956	
ソ ー ス 工 業 資 産	及 び	掛 証	品 貯 蔵	84,406	前 払 金	掛 借 入	金 庫	95,000	
投 資 有 価 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	17,713	前 払 金	掛 借 入	金 庫	426,054	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	183,177	前 払 金	掛 借 入	金 庫	15,738	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	2,196	前 払 金	掛 借 入	金 庫	93,729	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	16,321	前 払 金	掛 借 入	金 庫	69,838	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	314,560	前 払 金	掛 借 入	金 庫	16,659	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	25,181	前 払 金	掛 借 入	金 庫	3,429	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	19,343	前 払 金	掛 借 入	金 庫	1,509	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	18,256	前 払 金	掛 借 入	金 庫	1,070,986	
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	18,231	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	24	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	428,802	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	3,524	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	209,667	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	6	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	19,119	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	1,467	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	119,988	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	990	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	5,543	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	68,201	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	4,459	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	3,651	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
出 資 株 券	及 び	掛 証	品 貯 蔵	511	前 払 金	掛 借 入	金 庫		
資 産 合 計				1,523,166	負 債 純 資 産 合 計			1,523,166	

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目		金 額	
			百万円
売上	高価		1,820,781
売上	原価		1,657,871
売上	総利益		162,909
販売費及び一般管理費			260,859
営業外損失			97,949
営業外収入			
受取利息		1,306	
受取証券利		647	
受取配当金		7,831	
受取賃貸料		4,676	
為替差益		36,626	
その他		623	51,709
営業外費用			
支払債利息		6,996	
その他		1,762	
経常損失		2,460	11,217
特別利益			57,457
固定資産売却益		9	
収用補償金		118	
新株予約権戻入		1	129
特別損失			
固定資産売却損		33	
固定資産除却損		2,223	
減損		1,542	
投資有価証券評価損		0	
関係会社株式評価損		19,274	
出資金評価損		3	
関係会社整理損		1	
関係会社事業損失引当金繰入額		16,659	39,736
税引前当期純損失			97,064
法人税、住民税及び事業税		1,762	
法人税等調整額		27,033	25,271
当期純損失			71,793

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
平成20年3月31日残高	百万円 150,068	百万円 59,958	百万円 73,880	百万円 136,292	百万円 4,544	百万円 415,654
事業年度中の変動額						
新株の発行						
剰余金の配当				8,453		8,453
土地再評価差額金の取崩				16		16
当期純損失				71,793		71,793
自己株式の取得					18,683	18,683
自己株式の処分			78		256	177
事業年度中の変動額合計			78	80,230	18,427	98,736
平成21年3月31日残高	150,068	59,958	73,802	56,062	22,971	316,918

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	百万円 415	百万円 4,164	百万円 136,048	百万円 140,628	百万円 209	百万円 556,491
事業年度中の変動額						
新株の発行				-		
剰余金の配当				-		8,453
土地再評価差額金の取崩				-		16
当期純損失				-		71,793
自己株式の取得				-		18,683
自己株式の処分				-		177
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	295	5,395	16	5,706	131	5,575
事業年度中の変動額合計	295	5,395	16	5,706	131	104,311
平成21年3月31日残高	121	1,231	136,032	134,922	340	452,180

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	繰越利益剰余金	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 20 年 3 月 31 日 残 高	9,980	218	126,094	136,292
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			8,453	8,453
固定資産圧縮積立金の取崩	763		763	-
特別償却積立金の取崩		203	203	-
土地再評価差額金の取崩			16	16
当 期 純 損 失			71,793	71,793
事業年度中の変動額合計	763	203	79,265	80,230
平成 21 年 3 月 31 日 残 高	9,218	15	46,829	56,062

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

## 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有 価 証 券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価基準によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価基準によっております。

#### デリバティブ取引

主として時価法によっております。

#### た な 卸 資 産

総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### 有 形 固 定 資 産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 無 形 固 定 資 産

ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

#### リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 製 品 保 証 引 当 金

製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。

#### 退 職 給 付 引 当 金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものであります。

従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して計上しております。

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
投資損失引当金	投資有価証券、関係会社株式等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
繰延資産の処理方法	社債発行費は支払時に全額費用としております。
消費税等の処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

##### 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を当事業年度より適用し、評価基準については、従来の「原価基準」から「原価基準(収益性の低下による簿価切下げの方法)」に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ2,453百万円増加しております。

##### 有償支給の売上処理の変更

従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上しておりましたが、当事業年度より、「売上高」及び「売上原価」から除くことに変更しております。この変更は、従来、所有権が移転するという契約形態に着目していたものを、加工を施した後に再び買い戻すという取引内容の実態に着目し、行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、「売上高」及び「売上原価」がそれぞれ194,224百万円減少しましたが、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に影響はありません。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	920,812百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	112,699百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	120,558百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	76,581百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	2,407百万円
6. 担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務	
担保に供している資産（期末帳簿価額）	
建物	40,239百万円
構築物	5,667百万円
機械及び装置	124,884百万円
工具、器具及び備品	8,057百万円
土地	170,248百万円
計	349,095百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	64,403百万円
7. 元利金の支払請求権の効力が他の債権よりも後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金	1,467百万円
8. 保証債務等	
金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等	
東海マツダ販売(株)	7,605百万円
マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.	5,010百万円
(株)関東マツダ	4,600百万円
(株)九州マツダ	4,300百万円
(株)東北マツダ	3,916百万円
(株)南九州マツダ	2,115百万円
(株)北陸マツダ	2,000百万円
その他	14,381百万円
計	43,927百万円
工場設備等の支払リース料に対する保証債務及び保証予約等	
マツダモーターオブアメリカ, Inc.	1,687百万円
オートアライアンスインターナショナル, Inc.	496百万円
計	2,182百万円
9. 買戻条件付債権譲渡高	12,010百万円

10. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額 83,322百万円

### 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

売上高	1,385,804百万円
仕入高	260,343百万円
販売費及び一般管理費	93,291百万円
営業取引以外の取引	15,690百万円

#### 2. 関係会社株式評価損

当社が保有する関係会社のうち、当社の帳簿価額に対して当該関係会社の純資産が著しく下落し、その回復があると認められない関係会社株式について、減損処理を行っております

関係会社株式（国内）	6,400百万円
関係会社株式（海外）	12,874百万円
計	<u>19,274百万円</u>

#### 3. 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額16,659百万円は、海外子会社に対するものであります。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	106,920,914株
------	--------------

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金	1,863百万円
未払賞与	6,429百万円
製品保証引当金	15,321百万円
関係会社事業損失引当金	6,737百万円
退職給付引当金	27,975百万円
減損損失	5,604百万円
投資有価証券等評価損	46,215百万円
未払費用等	13,700百万円
繰越欠損金	44,254百万円
その他	11,184百万円
繰延税金資産小計	179,282百万円
評価性引当額	64,074百万円
繰延税金資産合計	115,208百万円

#### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金等	6,351百万円
繰延税金資産の純額	108,857百万円

#### 再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産	814百万円
評価性引当金	814百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	93,729百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の総額	93,729百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	フォードモーター カンパニー	被所有 直接14.9%	フォード社製品の 購入 当社へ役員派遣	自己株式の購入 (注1)	17,812	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社がフォード モーター カンパニーの所有する当社普通株式96,802,000株を1株につき184円(平成20年11月18日終値、東京証券取引所)で東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けたものであります。

## 2. 子会社及び関連会社等

(百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注6)
子会社	マツダモーター インターナショナル(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	424,079	未払金	4,210
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1) 長期資金の貸付 (注2)	343,367 39,283	売掛金 長期貸付金	34,079 39,292
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	短期資金の貸付 (注3) 長期資金の貸付 (注2) 資金一括管理に よる預入又は貸 付(注4)	26,457 79,205 15,165	短期貸付金 長期貸付金 預り金	- 78,070 18,178

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常取引と同様の方法により決定しております。
- (注2) 長期資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期日一括返済としています。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 短期資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月以内、期日一括返済としています。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。
- (注6) 期末残高には消費税等を含めております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	344円50銭
1株当たり当期純損失	52円35銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

(追加情報)

### 有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法改正(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(平成20年4月30日財務省令第32号))に伴い、当事業年度より、有形固定資産の減価償却を算出する際の耐用年数を、改正後の法人税法の耐用年数に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業損失が2,252百万円、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ2,269百万円増加しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

マツダ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 義 則 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 濱 田 芳 弘 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 邦 光 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マツダ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マツダ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）が適用されることとなるため、この会計基準により連結計算書類を作成している。
2. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上していたが、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」から除く方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

マツダ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 義則 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 濱田 芳弘 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 邦光 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マツダ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上していたが、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」から除く方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、活動計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、活動計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び必ずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。財務報告に係わる内部統制については、本監査報告作成時点において、重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。

なお、事業報告に記載のとおり、当社が平成20年6月27日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に違反するとの勧告を受けた件につきましては、再発防止の徹底に取り組んでいるものと認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

マツダ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 山本 順 一 (印)

監査役(常勤) 若松 重 喜 (印)

監 査 役 小松 健 一 (印)

監 査 役 坂井 一 郎 (印)

監 査 役 赤岡 功 (印)

(注) 監査役 小松健一、監査役 坂井一郎及び監査役 赤岡 功は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

同法附則により、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条(株券の発行)を削除するとともに、株券に関する文言の削除等を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿は、同法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除等を行うものであります。

- (2) その他、上記の変更等に伴い、条数の調整を行うなど規定の整備を図ろうとするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)  <u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)            第9条 (省 略)  <u>2.当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)            第10条 当社の単元未満株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)            第11条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)            第12条 (省 略)            2. (省 略)            3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)            第8条 (現行どおり)            (削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)            第9条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)            第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)            第11条 (現行どおり)            2. (現行どおり)            3.当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条～第42条 (省 略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 (省 略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 井巻久一及び山木勝治の両氏が任期満了となり、また、平成20年11月19日付をもって、取締役 デービッド・イー・フリードマン及びダニエル・ティー・モリスの両氏が辞任されましたので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び 担当並びに他の法人等の代表状況	1. 所有する当社の 株式の数 2. 当社との特別 の利害関係
1	い まき ひさ かず 井 巻 久 一 昭和17年12月5日生	昭和40年 4月 当社入社 平成 5年 6月 当社取締役技術本部本部長 平成 8年 6月 当社取締役本社工場長 平成 9年 6月 当社常務取締役生産技術・製造・物流担当 平成11年 6月 当社専務取締役生産技術・製造・物流担当 平成14年 3月 当社代表取締役副社長研究開発・生産・品質・物流統括 平成14年 6月 当社代表取締役副社長執行役員研究開発・生産・品質・物流統括 平成15年 8月 当社代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 平成18年 6月 当社代表取締役会長 社長兼CEO（最高経営責任者） 平成20年11月 当社代表取締役会長 現在に至る	1. 64,000株 2. な し

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び 担当並びに他の法人等の代表状況	1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係
2	やま き まさ はる <b>山 木 勝 治</b> 昭和19年9月25日生	昭和42年 4月 当社入社 平成10年 6月 当社取締役技術本部長 平成14年 3月 当社取締役製造・物流担当 平成14年 6月 当社執行役員製造・物流担当 平成15年 8月 当社常務執行役員生産・物流担当 平成18年 4月 当社専務執行役員生産・物流担当 平成19年 6月 当社取締役専務執行役員生産・物流担当 平成20年 4月 当社取締役専務執行役員生産・物流・ITソリューション担当 平成20年11月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐、研究開発・生産・購買・品質統括 現在に至る	1. 51,000株 2. な し
3	* はら だ ゆう じ <b>原 田 裕 司</b> 昭和26年9月20日生	平成14年 6月 株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長 平成16年 4月 株式会社日本総合研究所常務執行役員 平成19年 6月 同社取締役兼専務執行役員 平成20年 4月 当社常務執行役員広報・環境担当、CFO(最高財務責任者)補佐、法人販売補佐 平成20年11月 当社専務執行役員広報・環境担当、CFO(最高財務責任者)補佐、法人販売補佐 現在に至る	1. 3,000株 2. な し
4	* は やま のぶ ひろ <b>羽 山 信 宏</b> 昭和22年4月7日生	昭和49年 4月 当社入社 平成14年 6月 当社執行役員パワートレイン開発本部長 平成16年 6月 当社常務執行役員開発品質担当 平成18年 4月 当社常務執行役員開発品質・パワートレイン開発担当 平成20年11月 当社専務執行役員開発品質・パワートレイン開発担当 現在に至る	1. 31,000株 2. な し

( \* は新任候補者であります。 )

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 山本順一及び小松健一の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び 担当並びに他の法人等の代表状況	1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係
1	やま もと じゅん いち 山本 順一 昭和23年4月23日生	昭和48年 4月 当社入社 平成13年 3月 当社技術研究所長 平成17年 6月 当社監査役（常勤）  現在に至る	1. 22,000株 2. なし
2	* ひら さわ まさ ひで 平澤 正英 昭和22年9月15日生	昭和45年 4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行)入行 平成15年 6月 同行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 平成16年 4月 同行専務取締役兼専務執行役員 平成17年 6月 同行副頭取兼副頭取執行役員 平成19年 4月 同行取締役 平成19年 6月 同行監査役(非常勤)  現在に至る  株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役  現在に至る	1. 0株 2. (注)1 参照

( \* は新任候補者であります。 )

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について  
平澤正英氏は、株式会社三井住友銀行の監査役であり、当社は同行からの借入金があります。また、同行は、平成21年3月末時点において、当社株式を51,824千株所有しています。
2. 平澤正英氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役の選任理由について  
平澤正英氏は、株式会社三井住友銀行において、副頭取兼副頭取執行役員を歴任、監査役を現任されており、その豊富な経験や幅広い知識から適任と判断し、社外監査役候補者とするものであります。
4. 平澤正英氏が監査役に就任している株式会社三井住友銀行は、同行の営業活動の一部が独占禁止法第19条に違反するとして、平成17年12月に公正取引委員会から勧告審決を受けたほか、平成18年4月には金融庁より銀行法に基づく行政処分を受けております。
5. 平澤正英氏は、当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の監査役であり、同社から役員報酬を受けております。また、同氏は、過去5年間において、同行の業務執行者になったことがあり、その地位は、「略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。
6. 平澤正英氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする、同法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

# インターネットによる議決権行使について

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き】

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使させていただきますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットにより議決権を行使される場合は、株主総会の前日の平成21年6月23日（火曜日）午後5時45分までに、議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft<sup>®</sup> Internet Explorer 5.5 SP2以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

